

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1745号

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則（規則第6-1671号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前				
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）				
ア 公安職給料表			ア 公安職給料表				
職務の級	号 給	割 合	職務の級	号 給	割 合		
3 級	1	100分の <u>99.96</u>	3 級	1	100分の <u>99.91</u>		
	2	100分の <u>99.96</u>		2	100分の <u>99.81</u>		
	3	100分の <u>99.96</u>		3	100分の <u>99.71</u>		
	4	100分の <u>99.96</u>		4	100分の <u>99.62</u>		
	5	100分の <u>99.96</u>		5	100分の <u>99.57</u>		
	6	100分の <u>99.96</u>		6	100分の <u>99.53</u>		
	7	100分の <u>99.96</u>		7	100分の <u>99.49</u>		
	8	100分の <u>99.96</u>		8	100分の <u>99.45</u>		
	9	100分の <u>99.82</u>		9	100分の <u>99.27</u>		
	10	100分の <u>99.87</u>		10	100分の <u>99.27</u>		
	11	100分の <u>99.91</u>		11	100分の <u>99.28</u>		
	12	100分の <u>99.96</u>		12	100分の <u>99.28</u>		
	13	100分の <u>99.96</u>		13	100分の <u>99.20</u>		
	14	100分の <u>99.96</u>		14	100分の <u>99.12</u>		
	15	100分の <u>99.96</u>		15	100分の <u>99.04</u>		
	16	100分の <u>99.92</u>					
	17	100分の <u>99.83</u>					
	18	100分の <u>99.83</u>					
	19	100分の <u>99.83</u>					
	20	100分の <u>99.84</u>					
	21	100分の <u>99.75</u>					
	22	100分の <u>99.80</u>					
	23	100分の <u>99.84</u>					
	24	100分の <u>99.84</u>			24	100分の <u>99.02</u>	
	25	100分の <u>99.80</u>			25	100分の <u>99.02</u>	
	26	100分の <u>99.76</u>			26	100分の <u>98.99</u>	
	27	100分の <u>99.72</u>					
	28	100分の <u>99.68</u>					
	29	100分の <u>99.73</u>					
	30	100分の <u>99.73</u>					
	31	100分の <u>99.73</u>			31	100分の <u>98.98</u>	
	32	100分の <u>99.73</u>			32	100分の <u>98.98</u>	

33	100分の <u>99.73</u>
34	100分の <u>99.73</u>
35	100分の <u>99.73</u>
36	100分の <u>99.74</u>
37	100分の <u>99.70</u>
38	100分の <u>99.70</u>
39	100分の <u>99.70</u>
40	100分の <u>99.74</u>
41	100分の <u>99.67</u>
42	100分の <u>99.60</u>
43	100分の <u>99.60</u>
44	100分の <u>99.60</u>
45	100分の <u>99.57</u>
46	100分の <u>99.57</u>
47	100分の <u>99.57</u>
48	100分の <u>99.58</u>
49	100分の <u>99.51</u>
50	100分の <u>99.47</u>
51	100分の <u>99.44</u>
52	100分の <u>99.41</u>
53	100分の <u>99.34</u>
54	100分の <u>99.25</u>
55	100分の <u>99.15</u>
56	100分の <u>99.05</u>
57	100分の <u>99.05</u>
58	100分の <u>98.99</u>

イ 教育職給料表（二）

職務の級	号 給	割 合
1 級	84	100分の <u>99.76</u>
	85	100分の <u>99.49</u>
	86	100分の <u>99.23</u>
2 級	48	100分の <u>99.48</u>

備考（略）

ウ 教育職給料表（三）

職務の級	号 給	割 合
2 級	61	100分の <u>99.44</u>

33	100分の <u>98.99</u>
34	100分の <u>99.00</u>
35	100分の <u>99.00</u>
36	100分の <u>99.01</u>
37	100分の <u>99.01</u>
38	100分の <u>99.02</u>
39	100分の <u>99.02</u>
40	100分の <u>99.07</u>
41	100分の <u>99.03</u>
42	100分の <u>99.00</u>
43	100分の <u>99.01</u>
44	100分の <u>99.01</u>
45	100分の <u>98.98</u>
46	100分の <u>98.99</u>
47	100分の <u>99.00</u>
48	100分の <u>99.00</u>

イ 教育職給料表（二）

職務の級	号 給	割 合
1 級	84	100分の <u>99.75</u>
	85	100分の <u>99.46</u>
	86	100分の <u>99.21</u>
2 級	48	100分の <u>99.45</u>

備考（略）

ウ 教育職給料表（三）

職務の級	号 給	割 合
2 級	61	100分の <u>99.35</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乗じる割合に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。